振替納税制度のご利用を

所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の納税の方法に、振替納税制度があります。この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって、納税することができるので、手間が少なくて済みます。新たに振替納税制度を希望される場合は、税務署又は預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

納税は期限内に！

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限は申告期限と同じ３月15日（火）です。期限内に納税をお済ませください。また、振替納税を利用している方は、あらかじめ指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。納期限を過ぎますと、延滞税が必要となりますので、ご注意ください。

【お問い合せ先】 阿南税務署　☎0884－22－0414

平成28年１月から
番号制度が始まりました。

窓口でのマイナンバーの提示について

平成28年１月からマイナンバーの利用が開始され順次、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要となります。

マイナンバーについては、平成27年11月から順次、「通知カード」が郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー（個人番号）が通知されています。個人番号カードも希望により交付を受けることができます。また、希望すればマイナンバーが記載された住民票が交付されます。

通知カードの見本

個人番号	○○○・・・・○○○
生年月日	○年□月△日
性　別	女
氏　名	後期　花子
住　所	徳島県○郡□町1−2−3

1. 通知カード等の提示が求められる手続きについて（個人番号の確認）

平成28年１月から次の事務手続き等でマイナンバーを確認するために通知カード若しくは個人番号カードの提示が求められることとなっていますので、手続きの際は必ずお持ちください。

詳しくは、各担当課までお問い合わせください。

【保険・医療の分野】 担当課　保健福祉課　☎77−3614
・国民健康保険　・後期高齢者医療　・介護保険　・養育医療

【福祉・子育ての分野】 担当課　保健福祉課　☎77−3614
※日和佐こども園、由岐こども園は教育委員会（☎77-3620）所管となります。
・障がい福祉等　・こども園　・児童手当等　・母子保健　・生活支援　等

【そ　の　他】 担当課　各所管課
・特別弔慰金、委員報酬、講師謝金等

2. 申請・届出の際、本人確認を行います

個人番号が不正に利用されることを防ぐため、申請・届出の際、個人番号の確認と本人確認を行います。本人確認は「通知カード」だけではできませんので「個人番号カード」または、運転免許証、パスポート等（顔写真付公的証明書）の提示をしていただくことにより行います。

＊上記が困難な場合は，健康保険被保険者証、年金手帳など氏名、住所、生年月日の記載があるもの（通知カードを除く）２つ以上の書類を提示して頂くことになります。